ガソリンや軽油の適正な取扱いについてQ&A

新居浜市消防本部

- Q1 灯油用の 18ℓ プラスチック容器にガソリンを詰替えすることができますか。
- A. できません。

ガソリンの容器は、プラスチック容器の場合、最大容積 10 ℓ となっていますが、10 ℓ 以下のプラスチック容器であっても、ガソリン用としての性能試験確認が未実施である容器は、ガソリンの容器として使用できません。

- ※ プラスチック容器とは、ポリエチレン容器等プラスチックでできた容器の 総称です。
- Q2 飲料用のペットボトル、灯油用のプラスチック容器や金属性容器(いわゆる「一斗缶」)にガソリンを詰替えできますか。
- A. できません。

ガソリン用としての性能試験確認を受けていないため、ガソリンを詰替えすることはできません。

- Q3 ガソリンを詰替えするには、どのような容器を使えばよいのですか。
- A. 危険物保安技術協会の性能試験確認を受けた金属製容器(携行缶)を推奨します。性能試験確認を受けた容器には、『試験確認済証 KHK 危険物保安技術協会』の表示がなされています。

なお、10ℓ以下のプラスチック容器で危険物保安技術協会がガソリン用としての性能試験確認を行ったものは製造されていません。



Q4 乗用車等(ステーションワゴン、ミニバン、ライトバン、ワンボックスカーを含む。)でガソリンの運搬はできますか。

A. できます。

ただし、乗用車等でガソリンを運搬する場合は、最大容量 22 リットルまでの金属製容器(携行缶)となっています。

- Q5 セルフ方式の給油取扱所において、顧客自らガソリンの容器詰替えをすることはできますか。
- A. できません。

セルフ方式の給油取扱所において顧客自らできることは、固定給油設備から自動車及び原動機付自転車への直接給油、固定注油設備から灯油などを容器に注油することに限定されています。

※容器へのガソリン詰替えが必要な場合は、従業員に依頼して下さい。



給油設備を使って、ガソリンを1日あたり総量200リットル以上又は軽油を1日あたり総量1,000リットル以上、容器に入れることはできません。



セルフスタンドで利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。

- Q6 給油取扱所で固定給油設備を使用して容器詰替する場合、販売数量に制 限はありますか?
- A あります。

ガソリンスタンドでは、固定給油設備を使用して、1日あたりガソリンを容器へ注入する総量が200リットル以上、又は1日あたり軽油を容器へ注入する総量が1,000リットル以上となることは認められていません。

- Q7 ガソリンを灯油用 180プラスチック容器で詰替え及び運搬した場合、 罰則はありますか。
- A. 「詰替えた者(消防法第10条第3項違反)」及び「運搬した者(消防法第16条違反)」のいずれに対しても3月以下の懲役又は30万以下の罰金が消防法に規定されています。
- Q8 購入したガソリンや軽油を保管する場合の注意点はありますか?
- A 4 ガソリンは、火災の発生危険が極めて高く、火災が発生すると爆発的に 延焼拡大するため、ガソリンを容器に入れて保管することは極力控えてく ださい。

消防法令に適合した容器で保管する場合でも、合計40リットル以上のガソリン又は合計200リットル以上の軽油を保管する場合は、次のように保管する場所に対して消防法令等の基準が適用されます。※1

- (1) 40リットル以上200リットル未満のガソリン又は200リットル以上1,000リットル未満の軽油を保管する場合は、火災予防条例により保管する場所の壁、柱、床及び天井が不燃材料であるなど位置、構造、設備が当該火災予防条例の基準に適合しなければなりません。また、保管する場合は、あらかじめ消防署に届け出なければなりません。※1※2
- (2) 200リットル以上のガソリン又は1,000リットル以上の軽油を保管する場合は、消防法により保管する場所の壁、柱及び床を耐火構造とするなど位置、構造、設備が当該消防法の基準に適合しなければなりません。

また、保管場所を設ける場合は、消防本部予防課にあらかじめ申請を行い、新居浜市長の許可等を受けなければなりません。※1※2

- ※1 ガソリン・軽油を同一場所で保管する場合や個人の住宅で保管する場合は、届出、申請が必要となる数量が変わってきますので、消防本部予防課にお問合せ下さい。
- ※2 具体的な消防法や火災予防条例の基準、届出等の手続きについては、消防本部予防課へお問合せ下さい。

問い合わせ先

新居浜市消防本部予防課危険物係 0897-65-1342